

国直轄事業負担金の廃止を求める意見書（案）

国の直轄事業は、法律により事業範囲を定め、国自らが直接行う事業であり、全国的な見地から必要とされる広域的事業等であるが、その実施にあたっては、地方が国に直轄事業負担金を支出している。

しかし、地方が国庫補助負担金の交付を受ける場合に、国への事前説明書提出書類の作成といった膨大な事務手続きが求められるのに対し、国直轄事業負担金の支出の際には、前年度に翌年度分の事業計画が通知されるようにはなっていたが、事前協議は行われず、その内訳明細も示されないまま地方が請求した額を支払うだけという、地方分権を否定する手続を行っている。

それゆえ地方六団体をはじめ地方の側からは、かねてから国直轄事業負担金の縮減・廃止や現行制度の早急な改善を進めることが要求され、また地方分権推進委員会や地方分権改革推進会議などでも、その見直しが提起されてきた。

特に、今回、国直轄事業負担金に、国道事務所等の庁舎改修費や国家公務員の人件費、退職手当、一般旅費、さらに上級機関である地方整備局の人件費まで含まれていることが明らかになることなどを契機に、国直轄事業負担金のあり方が大きく分権の課題としてクローズアップされている。

そこで、参議院総務委員会は3月27日「地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議」において、「国の直轄事業については国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、抜本的に見直すこと。また、直轄事業負担金については、役割分担の明確化等に応じ、廃止を含む見直しを行うこと」としている。また、地方分権推進委員会も4月24日、「国直轄事業負担金に関する意見」において、直轄事業の縮減、透明性の確保、充実及び維持管理費負担金の廃止を打ち出した。

したがって、千葉県議会として、国直轄事業負担金のあり方について、地方の意見に真摯に耳を傾け、地方の自主性・裁量性を拡大し、分権型社会にふさわしい制度の構築の報告で見直すよう、国会及び政府に対し、求めるものである。

記

- 1 地方の予算編成等に支障を生じないよう、国は、負担金の基準や内訳明細について、早期に十分な説明や詳細な情報提供を徹底し、事業主体として地方への説明責任を果たすこと。負担金の対象とし得る経費の範囲について、明確な線引きを行うこと。
- 2 直轄事業の実施にあたっては、事前協議制度を導入するなど、地方の意見が十分反映できるように現行制度を改善すること。

- 3 直轄事業の維持管理費に係る負担金については、本来、その管理水準を決定する管理者である国が負担すべきであること、国庫補助事業には維持管理に対する補助負担制度がない一方で、直轄事業では維持管理に対する負担金が課せられるなど著しく均衡を欠いていること、建設費と比較して地方負担の割合が高くなっていること、維持管理費は将来にわたり継続し地方財政にとって大きな負担となることなどから、早急に廃止すること。
- 4 国直轄事業制度の根幹の見直しに向けて、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大をはじめ、制度に関わる根本的な問題について、十分に協議していくこと。地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で自主的、主体的に事業実施できるようにすること。
- 5 国と地方に役割と財政負担のあり方を一致させる観点から、社会資本整備に関する国と地方の役割分担を明確化した上で、最終的に国直轄事業負担金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

千葉県議会議長

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通省
衆議院議長
参議院議長